

第2章 資格喪失

1. 資格喪失となる人

被保険者が退職や死亡、後期高齢者医療制度の被保険者、あるいは雇用内容の変更により常用的な使用関係でなくなった場合は、その事業所での被保険者資格は喪失します。

病気・けがなどによる休職の場合は、使用関係の消滅ではないので資格喪失にはなりません。

ただし、休職が長期にわたり、給与の支払が停まり将来的にも労務に服する見込のない場合、あるいは既に他の職業についているなど、実質的に使用関係の消滅とみるべきときは、資格喪失になります。

2. 資格喪失の手続

1. の理由等により資格喪失となった場合、「健康保険被保険者資格喪失届」（適2）を5日以内に当組合に届出してください。

資格喪失日は、退職・死亡・適用除外の日の翌日、後期高齢者医療制度の被保険者となった日になります。